

## 法令外国語訳に関するワーキング・グループ

## 議論の取りまとめ

## 1 前提事項

## (1) 法令外国語訳に対するニーズ

本ワーキング・グループでは、国際取引の円滑化、対日投資の促進、法整備支援の推進の観点を中心としつつ、日本法の国際的発信、在日外国人の生活上の利便等の観点も含め、我が国の法令の外国語訳を推進する必要性が高いことが指摘されるとともに、基本法や知的財産関係法、経済関係法、行政手続関係法、労働関係法等について、外国語訳に対する利用者のニーズが高いことが指摘された。

今後、具体的ニーズを的確に把握しつつ、ニーズの高い法令等について外国語訳を推進すべきである。

## (2) 法令外国語訳の現状と問題点

これまでは関係府省や民間による個別的取組が行われていたに止まり、それにより一定の成果は上げられているものの、利用者から見て、統一的で最新の法令をベースとして信頼できる外国語訳が十分に行われていない、外国語訳された法令についてのアクセスが容易でないなどの問題点が指摘されている。

## (3) 海外の実情

別添 1 のとおり。

## (4) 法令外国語訳のための基盤整備のあり方

上記のような問題点を解決し、内外のニーズにこたえるため、我が国

の法令の外国語訳を早急に推進する必要がある。

そのためには、法令の外国語訳の推進のあり方に関する基本的方針を明らかにするとともに、外国語訳推進の基盤整備として、

訳語の整理・統一を含めた統一的で信頼できる法令の外国語訳を進めるための基本ルールを策定し、これを利用すること

訳文への利用者のアクセスを容易にするための方策を講ずることなどが必要である。

## 2 翻訳ルールの策定、訳語の整理・統一についての基本的枠組み

### (1) 翻訳ルールとして定めるべき事項

統一的で信頼できる法令の外国語訳を進めるための基本ルールとして、一定の翻訳ルールを定めることとし、そこにおいては、

翻訳の基本スタンスのあり方

単語・表現等についての訳語ルール

を規定することとする。

### (2) 翻訳ルールの位置付け

翻訳ルールは、基本的には関係府省・民間団体等において翻訳を行う際の参考資料とし、翻訳ルールに基づいて翻訳が行われた場合でも、これを公定訳とはしない。

翻訳ルールは、一般に公表して自由な利用に供する。

関係府省・民間団体等において翻訳を行うに当たっては、翻訳ルールをできる限り尊重するよう勧奨する。

翻訳ルールは、有識者と各府省が横断的に参加した検討会議において作成することによって、より信頼性が高く、尊重され得るものとする（４（１）参照）。

翻訳に当たっては、翻訳ルールに基づいて翻訳が行われていること、

公定訳ではないことなどを含め、翻訳の位置づけを明確にする。

### (3) 翻訳の基本スタンスのあり方

#### 基本的考え方

正確で分かりやすく、全体として統一性が確保された翻訳が継続的に行われることを目指すことを基本とする。

#### 対象者

翻訳の利用者としては、日本法と日本語を知らない者を対象に想定する。

実際のユーザーを考慮し、例えば、英語訳については、英米の法律を理解している内外の法律実務家、企業担当者等を対象に想定する。

#### 正確性と分かりやすさ

翻訳の正確性と分かりやすさの関係については、翻訳の正確性を確保しつつも、分かりやすさを重視し、翻訳先の外国語を母国語とする者にとって分かりやすい訳、すなわち、原文の法令の趣旨に最も近い、読みやすい訳を目指す。

翻訳の具体的イメージについては、別添 2 の訳例 2 のような方向とする。

例えば、英語訳については、英米の法律を理解している者の理解を容易にする法律用語の使用は妨げない。

#### 統一性

翻訳は、原則として翻訳ルールに従って行うことにより、全体としての統一性を確保することとする。

## 改正への対応状況の明確化

法令等の翻訳に当たっては、その翻訳がいつの時点の法令等に対応するものであるのか、最新の改正に対応したものであるのか、その法令等が施行されているのかなどの情報を明確にする。

### (4) 訳語の整理・統一、改善のあり方

#### 訳語の整理・統一のあり方

##### ア 訳語ルールのあり方

訳語の整理・統一は、正確で分かりやすく、全体として統一性が確保された翻訳を行うとの見地から、単語、表現について、適切な訳語ルールを策定することにより行う。

訳語ルールにおいては、原則として、最も適切な訳語、訳文等を一つ示すこととするが、例外的に、複数の選択肢を示すことが適当な場合には、複数の訳語を示すこともできることとする。また、これらルールの使い分けの基準についても明確にする。

翻訳の統一性を確保するとの観点から、原則として同一の単語・表現については同一の訳語、訳文等により翻訳を行うこととする。ただし、法令の趣旨が正確に理解できる翻訳を行う等の観点から合理的理由がある場合には、別個の訳語・表現を使用することもできることとする。訳語ルールでは、これらの場合の使い分けの基準についても明確にする。

(注) 基本法と別の訳語を使用した方が妥当である可能性のある場合として、民法中の債権・債権者の訳語に関わらず、倒産法関連では債権は claim、債権者は creditor と訳し、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律では債権は receivable と訳すことが考えられる。

翻訳が訳語ルールと異なる場合には、注書等で説明することにより補完することとする。

訳語ルールにおいては、別添 3 のイメージにより、法令の形式に関するもの、共通の基本的用語に関するもの、個別的法令用語に関するものについて、それぞれ適切な訳語、訳文等を整理することとする。

訳語ルールにおいては、正確で分かりやすい翻訳を確保するとの観点から、単語レベルで訳語を対応させる場合、文全体として訳文に対応させる場合などに分けて、適切な訳語、訳文等を整理することとし、これらルールの使い分けの基準についても明確にする。

訳文だけでは正確な理解に支障をきたすおそれがある場合には、注書等で説明することにより補完する。

訳語ルールには、必要があれば適切な用例等を併記する。

訳語ルールの内容を明確にするために必要な場合には、注書により補完的な説明を行う。

## イ 訳語ルールの作成

訳語ルールにおいては、当面、主要な訳語・訳文についての整理を行うこととする。

訳語ルールの作成は、既存の翻訳、訳例等のデータその他の必要な既存データを活用するとともに、一部法令の翻訳も進めながら作業を行う。

訳語ルール作成においては、まず民事、刑事、行政の各分野における典型的な実体法・訴訟法や二ーズの高い分野の法令等（1(1)参照）を対象とする。

訳語ルールの策定は、コンピューターシステムを利用した辞書・翻訳システム等を最大限活用して行う。

#### 訳語ルールの改善のあり方

作成された訳語ルールについては、更に様々な意見を取り入れながら改善するものとする。

### 3 アクセス体制の整備についての基本的枠組み

関係府省・民間団体等で作成した翻訳法令について、インターネット等を利用して、一元的に検索、アクセスできるとともに、法改正への対応状況など必要な情報を確認できる体制を整備することなど、利用者の立場に立ったアクセス体制の整備、改善に取り組む。

翻訳の提供については、無償で提供する場合と有償で提供する場合とが考えられる。

### 4 今後の検討及び翻訳の進め方についての基本的枠組み

#### (1) 検討の進め方

内閣の下に、有識者と各府省が横断的に参加する検討会議を設け、法令の外国語訳の推進のための基盤整備について、引き続き検討する。

検討会議では、今後の各府省や民間による取組への橋渡しとなるような施策のあり方など、法令外国語訳の推進のための基盤整備に関する基本的かつ重要事項について検討する。具体的な検討事項としては、次のようなものなどが考えられる。

- ・ 法令の外国語訳の推進のあり方に関する基本の方針（翻訳実施の枠組み、プロセス等を含む）

- ・ 翻訳の指針となる翻訳ルールの策定
- ・ 翻訳ルールを尊重した翻訳を迅速に推進するための方策
- ・ ニーズの的確な把握とこれを前提とした翻訳対象となる法令（訳語ルール作成過程での翻訳対象を含む）の選定のあり方
- ・ 翻訳の正確性を確保しつつ、翻訳先の外国語を母国語とする者にとって分かりやすい訳を行うための方策
- ・ 訳語ルールの改善、翻訳された法令の開示管理、法令等の改廃、新設等に伴うメンテナンスなどの継続的に必要な作業等に関する対応のあり方
- ・ 翻訳された法令等に対するアクセス体制の整備のあり方（翻訳の提供を有償で行うか無償で行うかも含む）

検討会議には、訳語ルールの作成、その過程での翻訳など、翻訳ルールの策定のための基礎作業等を行う専門家ワーキング・グループを設ける。

訳語ルールの策定、その過程での翻訳等の作業は、コンピューターシステムを利用した辞書・翻訳システム等を最大限活用して行う。

翻訳ルールの策定を含め、検討会議における検討は、別添 4 の作業工程のイメージを参考に、1 年を目途に行う。

作業過程で作成した翻訳、訳語辞書等については、順次公表し、必要に応じて、利用者の意見を反映する。

関係府省は、翻訳に関する従来 of 取組の成果も含め、翻訳ルール策定のための資料提供等に最大限協力する。

## (2) 翻訳の進め方

法令等の翻訳については、訳語ルール作成過程での一部法令の翻訳を行うとともに、翻訳ルールを含む検討会議の検討結果を踏まえて本格的に行う。

法令等の翻訳については、検討会議の検討結果を踏まえ、民間における取組を十分に活用するとともに、関係府省において必要な対応を行う。

関係府省・民間団体等において翻訳を行う際には、できる限り策定された翻訳ルールを尊重するよう勧奨する。

翻訳の順序については、利用者のニーズを適切に反映させることとし、基本法や利用者のニーズが強い法令（1(1)参照）についてできるだけ優先的に外国語訳を推進するとともに、その他の法令等の外国語訳についても、必要な整備に努める。

第一次的には法律を対象とするが、必要に応じ下位規範も対象とする。ただし、下位規範については、解説の翻訳等の方法によることも考慮する。

第一次的に英語訳を進める。将来的には、情報技術の活用による作業の効率化、利用者のニーズ等を勘案し、他言語に対応することも検討する。

翻訳ルール策定前に作成された翻訳については、翻訳ルールに照らして必要な対応を行う。

翻訳については、翻訳ルールの利用のほか、コンピューターシステムを利用した辞書・翻訳システム等の活用により、できる限りの効率化を図る。

## フランスにおける法令の外国語訳の現状（概要）

### 1 趣旨等

フランス法の翻訳に関するプロジェクトは、1999年の外務大臣及び法務大臣による決定に基づく。

在外公館、大使館、外国の大学、図書館等からの要望にこたえ、フランス法文化を海外に広めることを目的とするが、同時に産業界のニーズにこたえるものでもある。

外務大臣がプロジェクトを運営し、首相府、司法省も関与する。  
翻訳は公定訳ではない。

### 2 対象言語・対象法令等

対象言語は、英語及びスペイン語である。

これまでに翻訳された法令は、法典10編（民法典、民事訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典、消費法典、公共契約法典、知的財産法典、商法典、保険法典、郵便・電気通信法典）と法律2編（通信の自由に関する法、下請けに関する法）であり、通貨金融法典、環境法典の翻訳も予定されている。

法改正への対応は、当初は予定していなかったが、現在は、基準・承認委員会（後掲）の選定に従って、一部法令について改正部分の修正も行っている。

### 3 翻訳の手順

基準・承認委員会（外務省、首相府、法務省及びJuriscopeの代表者で構成）が翻訳対象法令を決定して外務省に提案し、外務省が予算と必要性を考慮して実際に翻訳する法令を決定する。

翻訳はJuriscope（外務省からの指名に基づき、法令翻訳作業全体を指導する組織で、6人の法律家で構成され、ポワチエ大学に置かれている）を通じて外部に委託される。Juriscopeが翻訳者の選定、発注、作業のフォロー、翻訳者への支払等を行う。少なくとも当初の翻訳作業では翻訳先言語を母国語とする翻訳者が選定された。

翻訳者には、まず全体で問題になりそうな用語を選定、提案させ、仮の専門用語集を作成する。用語集は、他の法律と共通のものではなく、当該法分野のみに関するものである。

翻訳者が翻訳を行う。

検査官（Juriscopeが大学教授、弁護士等から選任し、2人のチームで検査を担当する）が翻訳の検査を行う。

Juriscopelは、検査官と翻訳者のやりとりも含め、翻訳作業を常時フォローする。

検査官及びJuriscopeの了承を経て、翻訳がlegifranceのホームページに掲載される。

## 4 統一性・正確性の確保等

### (1) 統一性の確保

検査官が訳語の統一性等のチェックを通じて、全体の統一性の確保を担っている。

法律を翻訳するに際して、法令ごとに用語集を作成し、翻訳者、検査官、Juriscopeが所持しており、当該法律の中での用語の統一性が図られているが、全体の統一性は図られていない。

### (2) 正確性と分かりやすさ

翻訳が掲載されているlegifranceのサイト（後掲）は、すべての人にわかるように、明確で知的に理解できるものを提供するというコンセプトで運営されている。その中で、翻訳法令については、原典のスタイルができるだけ尊重され、元の法律の雰囲気や伝わるようになっている。

翻訳の内容そのものについて、意味・ニュアンスの違い等による問題には遭遇していない。

## 5 翻訳ツール等

コンピューターによる補助的手段として役に立つものはあまりなく、翻訳、用語集の作成等は手作業に近い形で行われている。

## 6 訳文の公表

首相府が運営するlegifranceというホームページ（[www.legifrance.gouv.fr](http://www.legifrance.gouv.fr)）；もともとフランス語でフランスの法令を公表しているサイト）で公開している。用語集も翻訳法令と併せてlegifranceで公表されている。

legifranceの実質的運営主体は最近Juriscopeに移行し、現在サイトの改善作業中である。

政府が法文テキストの翻訳以外の付加情報を提供することは、出版社との関係で不当競争になるとの意見があり、legifranceのサイトでもこれは行っていない。

## EUにおける法令の外国語訳の現状（概要）

### 1 趣旨等

EUの法令はすべての加盟国の公用語で公布されなければならないことがEEC以来の基本理念となっている（欧州連合条約1条）ことから、すべての法令をすべての公用語（20か国語）に翻訳することとされている。翻訳は公定訳となる。

### 2 対象法令・対象言語

すべての法令が翻訳対象となる。  
対象言語は、加盟国の公用語である20か国語である。

### 3 翻訳の手順

法案については欧州委員会が、成立した法令については手続に応じて、EU理事会と欧州議会が翻訳を行う。

欧州委員会には翻訳総局が置かれ、1200人の翻訳スタッフ（3か国語と法律、経済等の専門分野に関する知識を有する者の中から試験で採用される）が言語・専門分野ごとにユニットを構成して翻訳に当たっている。外部翻訳者も利用されている。具体的な翻訳に当たっては、基本的に翻訳先の言語を母国語とする者が翻訳者に充てられる。

EU理事会及び欧州議会にも独自の翻訳スタッフが置かれている。

欧州委員会では、コンピューターシステムを利用して、翻訳依頼の受付、チェック、翻訳ユニットへの割当と送付、外部翻訳者への割当と送付、翻訳者による翻訳、翻訳結果のチェック、翻訳結果の送付、ファイルの保管・管理等を統一的に行っている。

欧州委員会では、翻訳者は、翻訳に当たって、法令データベース、専門用語データベースや機械翻訳システム等のコンピューターシステムを利用した翻訳支援ツールを利用することができる。

EU理事会及び欧州議会における翻訳に際しても、これらのシステムやツールの一部が利用され、また、欧州委員会が行った法案の翻訳が基礎として利用される。

翻訳された法令は、EUのオフィシャル・ジャーナルに掲載されることにより、公布される。

### 4 統一性・正確性の確保等

#### (1) 統一性の確保

共通の法令データベース、専門用語データベースを利用することにより、用語の統一性の確保を図っている。

各言語について、lawyer linguistと呼ばれる法律専門家の翻訳者がおり、翻訳担当者からの質問等に応ずるとともに、定期的に会合を開催して、用語の統一を図っている。

#### (2) 正確性と分かりやすさ

翻訳された内容がそのまま法令としての効力を有することから、各種データベースやlawyer linguistの利用等により、正確な翻訳に努めている。

翻訳の違いについて争いが生じた場合には、欧州裁判所が解決することになり、実際の裁判例もある。究極的には翻訳を採用したEU理事会及び欧州議会が責任を負う。

### 5 翻訳ツール等

翻訳作業全体をコンピューターで管理するとともに、法令データベース、専門用語データベースや機械翻訳システム等の翻訳支援ツールをトータルに導入しており、これらは、効率的な翻訳作業を可能にすると同時に、翻訳の統一性・正確性の確保にも資するものとなっている。

### 6 訳文の公表

EUのオフィシャル・ジャーナルに掲載されることにより、公表されている。

## 韓国における法令の外国語訳の現状（概要）

### 1 趣旨等

韓国における法令の外国語訳は、1990年に韓国法制研究院法に基づいて設置された韓国法制研究院を中心に行われている。法制研究院は、国務総理室の下にある政府出資の研究機関である。

法制研究院は、国家の立法政策の樹立の支援、法令情報の迅速、正確な普及、法律文化の向上に寄与することを目的とし、その一環として英文法令集の出版及びデータベースとしての提供を行っている。

翻訳は公定訳ではない。

### 2 対象言語・対象法令等

対象言語は英語であるが、一部中国語訳も行われている。

これまでに英訳された法令は、憲法及び法律564件と施行令242件など合計807件であり、全法令中の約21%に相当する。ただし、大部分は1996年から97年にかけて集中的に翻訳されたものである。

現在の作業の約8割は法改正への対応に充てられている。

### 3 翻訳の手順

集中的に翻訳が行われた時期における翻訳手順は、以下のとおりである。

1996年12月に、主な法律用語、慣用語句、法律文章の用例などを収録した英文法令標準用語集を作成

英文法令集編纂委員会（外部有識者等により構成）が翻訳対象法令を選択

主として外部の者により第一次的な翻訳作業

主として法制研究院の職員による法律専門家の視点に基づいた監修

ネイティブスピーカーによるネイティブチェック

各省庁による所管法律に関する専門用語のチェック

翻訳文の確定

#### 4 統一性・正確性の確保等

##### (1) 統一性の確保

英文法令標準用語集を翻訳者及び監修者が所持し、使用することにより翻訳の統一性を確保している。用語集は、韓英索引、法令用語（用例を含む）、慣用語句、法令名、主要機関名及び公務員の職群等、法令の体系、条文及び改正沿革の表示方法、英韓索引の順で構成されている。

##### (2) 正確性と分かりやすさ

韓国法の内容をそのまま伝えることを重視し、できる限りそのまま直訳する方針によっている。

#### 5 翻訳ツール等

英文法令集そのものはデータベース化されているが、翻訳作業そのものについてコンピューターは利用されていない。

#### 6 訳文の公表

英文法令集は、20冊の加除式出版物となっており、追録は年4回定期的に行われる。インターネットでも有料で公表されている。

民法の条文の訳例

1 . 民法第 1 条の例 :

第 1 条

- (1) 私権は公共の福祉に遵ふ。
- (2) 権利の行使及び義務の履行は信義に従ひ誠実に之を為すことを要す。
- (3) 権利の濫用は之を許さず。

訳例 1 :

Section 1.

1. All private rights shall conform to the public welfare.
2. The exercise of rights and performance of duties shall be done in good faith and in accordance with the principles of trust.
3. No abusing of rights is permissible.  
( The Civil Code, Eibun-Horei-Sha )

訳例 2 :

Section 1.

1. All private rights shall be exercised in conformity with the public welfare.
2. All rights shall be exercised and all duties shall be performed in good faith.
3. No right shall be exercised in an abusive manner.

2 . 民法第 54 条の例 :

第 54 条

理事の代理権に加へたる制限はこれを以て善意の第三者に対抗することを得ず。

訳例 1

No restriction place on the power of representation of any director can be set up against a bona fide third person.  
(The Civil Code, Eibun-Horei-Sha)

訳例 2

No restriction upon the power of a director to represent a juristic person shall be

valid against a [third person without knowledge] OR [*bona fide* third party who has no notice or knowledge]. <sup>1</sup>

[Translator's note: "Without knowledge" is the translation of *zen-i*. Sometimes *zen-i* is literally translated in "good faith." However, the word *zen-i* always means without knowledge or without notice in a legal context.]

### 3 . 民法第 90 条の例 :

#### 第 90 条

公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とす。

#### 訳例 1 :

##### Section 90.

A juristic act which has for its object such matters as are contrary to public policy or good morals is null and void.

(The Civil Code, Eibun-Horei-Sha)

#### 訳例 2 :

##### Section 90

A juristic act [purporting an object] OR [with an object or purpose] <sup>2</sup> contrary to the public order or good morals is null and void.

[Translator's note: Juristic act (*Rechtsgeschaeft*) means an act of expression of a will intending to create a legal effect.]

---

<sup>1</sup> “ *Bona fide* third party ” is an easily recognizable concept to lawyers trained in the common law. Using the phrase could on the one hand be helpful in allowing an English language reader to quickly come close to grasping the concept, but at the same time has the risk of creating a (potentially) false expectation that the common law concept of a “ *bona fide* third party ” is identical in all respects to the concept of a 「善意の第三者」, which may not always be the case.

<sup>2</sup> “ Purporting ” may be a little hard for some English readers to follow in this context.

4.民法 91 条の例：

第 91 条

法律行為の当事者が法令中の公の秩序に關せざる規定に異なりたる意思を表示したときはその意思に従う。

訳例 1：

If the parties to a juristic act have declared an intention which differs from any provisions of law or ordinances which are not concerned with public policy, such intention shall prevail.

(The Civil Code, Eibun-Horei-Sha)

訳例 2 .

If a person expresses, through a juristic act, an intention that varies from a provision of any law or regulation (other than a law or regulation that relates to public order), such intention shall [prevail] OR [be respected]. <sup>3</sup>

---

<sup>3</sup> This strikes me as an extremely difficult provision to translate!

## 訳語の整理・統一に関するイメージ

(注) 本資料は、訳語の整理・統一のあり方についてのイメージの一例を示すことを目的とするものであり、内容についての検討を経たものではない。

### 1 法令形式に関するもの

項 目	原 文	英 文
題名関係	・・・法  例 仲裁法	・・・Law  例えば、・・・Act もあり得る  ex. Arbitration Law
法律番号関係	平成・・・年法律第・・・号  例 平成 1 5 年法律第 1 3 8 号	Law No. ... of ...  ex. Law No. 138 of 2003
目次関係	目次  例 目次 第 1 章 総則 ( 第 1 条 - 第 1 2 条 ) ・・・ 附則	Contents  ex. Contents Chapter : General Provisions (Articles 1 through 12) ・・・ Supplementary Provisions
章関係	第・・・章  例 第 1 章	Chapter ...  ex. Chapter
条関係	第・・・条  例 第 2 条	Article ...  ex. Article 2
項	第・・・項  例 第 3 項	(...)  ex. (3)
号関係	第・・・号  例 第 4 号	(...)  ex. ( )
見出し関係	( 趣旨 )  ( 定義 )  ( 適用範囲 )	(Purpose)  (Definitions)  (Scope of Application)

全体記載関係	例 第1章 総則 … ( 裁判所の管轄 ) 第5条 1 … — …	ex. Chapter : General Provisions … Article 2 (Court Jurisdiction) or (Court Jurisdiction) Article 2 (1) … ( ) …
附則関係	附則	Supplementary Provisions
別表関係	別表 ( 第…条関係 )	Appendix (re Article…)

など

2 共通の基本的用語に関するもの

原文	英文
<p>…しなければならない</p> <p>例 裁判所は、…これを管轄裁判所に移送しなければならない。(仲裁法5条3項)</p> <p>類例 法条</p> <p>以下、例に関する条文の引用と類例に関する記載は省略</p>	<p>shall…</p> <p>ex. The court shall…transfer such case to a court with jurisdiction.</p>
<p>…することができる</p> <p>例 …は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。</p>	<p>may…</p> <p>ex. …may request any of the following from the court clerk.</p>
<p>…を適用する</p> <p>例 …の規定は、…条の罪を犯した者にも適用する。</p>	<p>… shall apply to</p> <p>ex. The provisions of article…shall apply to an offender who commits any of the crimes described in article….</p>
<p>…を準用する</p> <p>例 第1項ただし書の規定は、前項の…について準用する。</p>	<p>… shall apply to</p> <p>例えば、…shall apply mutatis mutandis もあり得る</p> <p>ex. The proviso of paragraph(1) shall apply to … described in the preceding paragraph.</p>
<p>ただし、…については、この限りでない</p> <p>例 ただし、…に規定するものについては、この限りでない。</p>	<p>Provided, this shall not apply to</p> <p>ex. Provided, this shall not apply to the provision of ….</p>
<p>この法律において「…」とは、…をいう</p> <p>例 この法律において「仲裁廷」とは、仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う一人の仲裁人又は二人以上の仲裁人の合議体をいう。</p>	<p>For the purpose of this law, "…" shall mean…</p> <p>例えば、For the purpose of this law, "…" means…もあり得る</p> <p>ex. For the purpose of this law, "arbitral tribunal" shall mean a sole arbitrator or a panel of two or more arbitrators, who, based on an arbitration agreement, conduct proceedings and make an arbitral award in respect of civil disputes subject thereto.</p>

など

### 3 個別的用語に関するもの

原文	英文
<p>忌避</p> <p>例 仲裁人の忌避</p>	<p>a challenge</p> <p>ex. a challenge of an arbitrator</p>
<p>忌避する</p> <p>例 当事者は、…仲裁人を忌避することができる。</p>	<p>challenge</p> <p>ex. A party may challenge an arbitrator…</p>
<p>忌避の手続</p> <p>例 前三項に規定する忌避の手続において仲裁人の忌避を理由がないとする決定がされた場合には、…</p>	<p>a procedure for challenge</p> <p>ex. If a challenge of the arbitrator under the procedure for challenge prescribed in the preceding three paragraphs is not successful,••</p>
<p>仲裁人の忌避の手続</p> <p>例 仲裁人の忌避の手続は、当事者が合意により定めるところによる。</p>	<p>a procedure for challenging an arbitrator</p> <p>ex. The parties are free to agree on a procedure for challenging an arbitrator.</p>
<p>…は、…が合意により定めるところによる</p> <p>例 仲裁人の忌避の手続は、当事者が合意により定めるところによる。</p>	<p>•• be free to agree on •••</p> <p>ex. The parties are free to agree on a procedure for challenging an arbitrator.</p>
<p>債権</p> <p>説明例 (有斐閣法律用語辞典[第2版]における「債権：特定の者(債権者)が他の特定の者(債務者)に対して一定の行為、すなわち給付を請求することを内容とする権利.債権に対する義務が債務であり、債権・債務を包括する法律関係を債権関係という。物権とともに財産権の中の主要なものであるが、物権が物に対する直接の支配を内容とし、排他性を有する関係であるのに対し、債権は人に対する請求を内容とし排他性を有しない関係である。」との説明を参照)</p>	<p>claim receivable debt contractual right personal right chase in action</p> <p>A right of a specific person (obligee) to require a specific person (obligor) to do some specific act. A duty corresponding to a claim is an obligation. A relationship involving a claim and an obligation is called an obligation relationship. It is a core idea of property rights along with real rights. While real rights involve an exclusive direct control over things, a claim involves non-exclusive right to request another person to do something.</p>

など

## 法令外国語訳推進の基盤整備に関する作業工程のイメージ(案)

